

令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金(以下「補助金」という。)の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする中小企業者等の生産性向上に資する経営計画に基づく販路開拓等のための新たな取組を支援することを目的として、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) 小規模事業者持続化補助金 全国商工会連合会が定める令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程、令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付規程及び令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>交付規程に基づく小規模事業者持続化補助金をいう。
- (3) 販路拡大補助金 つくば市中小企業等販路拡大補助金交付要項、令和3年度つくば市中小企業等販路拡大補助金交付要項、令和3年度第2回つくば市中小企業

等販路拡大補助金及び令和4年度つくば市中小企業等販路拡大補助金交付要項に基づく中小企業等販路拡大補助金をいう。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者等

ア 市内に本店（個人事業主にあつては住所、特定非営利活動法人にあつては主たる事務所）を有している者

イ 市内に事業所（特定非営利活動法人にあつては法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に定める収益事業（以下「収益事業」という。）を行う事業場）を有している者

(2) 経営計画に基づく新たな取組を実施する者

(3) つくば市経営支援ワンストップ窓口の中小企業診断士（以下「診断士」という。）のコンサルティングを受けた者

(4) 経営計画書に基づく新たな取組について、診断士の推薦を受けた者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を行っていない者

(6) つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者

(7) 過去に補助金又は販路拡大補助金の交付（概算払いによる交付を受け、後にその全部を返納した場合を除く。）を受けていない者

(8) 過去に補助金又は販路拡大補助金の交付決定を取り消されていない者

(9) 補助金に係る経営計画と同一又はきわめて類似した内容の経営計画に基づいて実施する事業により小規模事業者持続化補助金を申請していない者

(10) 市内に有する全ての事業所（市内に本店を有する場合は、本店を含む。）において、茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）

第2条第3号に規定する特定システムに登録し、いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書を掲示している者

2 特定非営利活動法人にあつては、前項に定めるもののほか、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 収益事業を行っている者

(2) 認定特定非営利活動法人でない者

3 前2項に該当する法人が補助金の交付を受けようとする場合であつて、その代表者が他の法人の代表者又は個人事業主であるときは、当該他の法人又は当該個人事業主が第1項第7号、第8号及び第9号に該当する者でなければならない。

4 第1項に該当する個人事業主が補助金の交付を受けようとする場合であつて、当該個人事業主が代表者である法人があるときは、当該法人が第1項第7号、第8号及び第9号に該当する者でなければならない。

5 複数の中小企業者等による共同申請の場合にあつては、申請する全ての中小企業者等が、第1項、第3項及び第4項（特定非営利活動法人にあつては、第1項、第2項及び第3項）に該当する者でなければならない。

6 第1項第3号のコンサルティングを受ける者は、法人にあつては原則として代表者、個人事業主にあつては本人でなければならない。

（補助事業及び補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、診断士の推薦を受けた経営計画に基づく新たな取組を実施する事業とする。

2 補助金の額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表右欄に定める経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に4分の3を乗じた額とする。ただし、補助対象経費のうち、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主との契約に基づく経費については、当該経費の額に10分の9を乗じた額とする。

2 前項の補助金の額は、50万円を限度とする。

3 第1項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表右欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請期限は、令和4年11月30日までとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付することが不適當であると認めたときは令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書には、次に掲げる交付条件を付するものとする。

(1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。

(3) 規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。

(4) 規則及びこの要項の規定を遵守すること。

(5) 補助事業と同一又はきわめて類似した内容の事業により、小規模事業者持続化補助金の交付を受けないこと。

(申請内容の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、令和4年

度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金交付申請書及び提出書類に記載された事項に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による変更の申請を行うに当たり、既に交付を決定された補助金を増額することはできない。ただし、当該補助事業者の責めに帰することのできない理由による増額の場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、承認することが不相当と認められたときは令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金実績報告書（様式第8号）に支出を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、交付の請求があった場合には、完了前であっても、概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和4年度つくば市中小企業等販路拡大補助金（概算払）請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条の補助要件を欠くことになったとき。

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

(3) 第8条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和4年9月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対象者	補助対象経費
<p>1 市内に本店（個人事業主にあつては住所、特定非営利活動法人にあつては主たる事務所）を有している者</p>	<p>次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 機械装置等費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(2) 広報費（市内の事業所を含むものに限る。）</p> <p>(3) ウェブサイト関連費（市内の事業所を含むものに限る。）</p> <p>(4) 展示会等出展費</p> <p>(5) 旅費</p> <p>(6) 開発費</p> <p>(7) 資料購入費</p> <p>(8) 雑役務費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(9) 借料（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(10) 専門家謝金</p> <p>(11) 設備処分費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(12) 委託・外注費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(13) 感染防止対策費（市内の事業所に係るものに限る。）</p>
<p>2 市外に本店（個人事業主にあつては住所、特定非営利活動法人にあつては主たる事務所）を有している者</p>	<p>次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 機械装置等費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(2) 広報費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(3) ウェブサイト関連費（市内の事業所を含むものに限る。）</p> <p>(4) 借料（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(5) 設備処分費（市内の事業所に係るものに限る。）</p>

	<p>(6) 委託・外注費（市内の事業所に係るものに限る。）</p> <p>(7) 感染防止対策費（市内の事業所に係るものに限る。）</p>
--	--

備考

- 1 ウェブサイト関連費、設備処分費及び感染防止対策費は単独計上不可とする。
- 2 ウェブサイト関連費及び感染防止対策費については補助金交付申請額の4分の1を、設備処分費については補助金交付申請額の2分の1を上限とする。

別表第2（第7条関係）

対象者	提出書類
1 市内に本店（特定非営利活動法人にあつては主たる事務所）を有している法人	<p>次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 経営計画書（様式第1号別紙）</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 推薦書（様式第2号）</p> <p>(4) いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書の写し（茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例第2条第3号に規定する特定システム）</p> <p>(5) 履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(6) 経営計画に基づく新たな取組の実施に必要な許認可等を有することを証するものの写し</p> <p>(7) 収益事業開始届出書の写し（特定非営利活動法人の場合に限る。）</p> <p>(8) 発注先として予定している事業者が市内に住所を有する個人事業主であることが確認できる書類（市内に住所を有する個人事業主に発注を予定する場合に限る。）</p>
2 市外に本店（特定非営利活動法人にあつては主	<p>次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 経営計画書（様式第1号別紙）</p> <p>(2) 見積書</p>

<p>たる事務所)を有している法人</p>	<p>(3) 推薦書(様式第2号)</p> <p>(4) いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書の写し(茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例第2条第3号に規定する特定システム)</p> <p>(5) 履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(6) 市内に事業所を有していることが確認できる書類</p> <p>(7) 経営計画に基づく新たな取組の実施に必要な許認可等を有することを証するものの写し</p> <p>(8) 収益事業開始届出書の写し(特定非営利活動法人の場合に限る。)</p> <p>(9) 発注先として予定している事業者が市内に住所を有する個人事業主であることが確認できる書類(市内に住所を有する個人事業主に発注を予定する場合に限る。)</p>
<p>3 市内に住所を有している個人事業主</p>	<p>次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 経営計画書(様式第1号別紙)</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 推薦書(様式第2号)</p> <p>(4) いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書の写し(茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例第2条第3号に規定する特定システム)</p> <p>(5) 事業を営んでいることが確認できる書類</p> <p>(6) 経営計画に基づく新たな取組の実施に必要な許認可等を有することを証するものの写し</p> <p>(7) 発注先として予定している事業者が市内に住所を有する個人事業主であることが確認できる書類(市内に住所を有する個人事業主に発注を予定する場合に限る。)</p>

<p>4 市外に住所を有している個人事業主</p>	<p>次に掲げる書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 経営計画書（様式第1号別紙）(2) 見積書(3) 推薦書（様式第2号）(4) いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書の写し（茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例第2条第3号に規定する特定システム）(5) 事業を営んでいることが確認できる書類(6) 市内に事業所を有していることが確認できる書類(7) 経営計画に基づく新たな取組の実施に必要な許認可等を有することを証するものの写し(8) 発注先として予定している事業者が市内に住所を有する個人事業主であることが確認できる書類（市内に住所を有する個人事業主に発注を予定する場合に限る。）
---------------------------	---